

児童養護施設等について

1. 児童養護施設等の概要

児童養護施設の概要

1. 目的

児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

（児童福祉法第41条）

- <対象児の具体例>
- ・ 父母が死亡、行方不明となっている児童
 - ・ 父母等から虐待を受けている児童
 - ・ 父母が養育を放棄している児童

2. 実施主体について

- ・ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

- ・ 児童の居室（1室の定員4人以下、1人4.95㎡以上、乳幼児のみは定員6人以下、1人3.3㎡以上、年齢に応じて男女別とする）、相談室、調理室、浴室、便所（男女別、少数の児童の場合を除く）、医務室及び静養室（児童三十人以上の場合）、職業指導に必要な設備（年齢、適性等に応じて設置）

4. 職員配置について

- ・ 施設長、児童指導員・保育士（0・1歳児 1.6:1、2歳児 2:1、3歳以上幼児 4:1、小学生以上 5.5:1、45人以下の施設は更に1人追加）、嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士（40人以下の施設は配置なしも可）、調理員（調理業務を全部委託する場合配置なしも可）、看護師（乳児がいる場合 乳児 1.6:1）、心理療法担当職員（必要な児童が10人以上いる場合）、職業指導員（職業指導を行う場合）

<措置費による主な加配>

- ・ 児童指導員・保育士の配置改善（0・1歳児 1.6:1→1.3:1、3歳以上 幼児 4:1→3:1、小学生以上 5.5:1→4:1）、事務員、看護師（医療的ケアが必要な児童15人以上）、小規模グループケア加算（児童指導員又は保育士1人、管理宿直等職員（非常勤）1人）、家庭支援専門相談員（定員30人以上の場合）、里親支援専門相談員 等

5. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所者数
603か所	32,613人	27,288人

※家庭福祉課調べ（平成28年10月1日現在）

乳児院の概要

1. 目的

乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第37条）

<対象児の具体例> ・父母が死亡、行方不明となっている乳児
・父母が養育を放棄している乳児
・父母が疾病等父母による養育が困難な乳児

2. 実施主体について

・都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

※ 乳幼児が10人以上いる場合の基準。10人未満の場合は別途規定

・寝室(乳幼児1人2.47㎡以上)、観察室(乳児1人1.65㎡以上)、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室、便所

4. 職員配置について

※ 乳幼児が10人以上いる場合の基準。10人未満の場合は別途規定

・施設長、医師又は嘱託医、看護師(0・1歳児 1.6:1、2歳児 2:1、3歳以上幼児 4:1、最低7人配置、保育士・児童指導員で代替可能(乳幼児10人につき2人看護師、10人増すごとに看護師1人増))、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員(調理業務を全部委託する場合配置なしも可)、心理療法担当職員(必要な乳幼児又は保護者10人以上の場合)、乳幼児20人以下の場合に保育士1人以上

<措置費による主な加配>

・看護師等の配置改善(0・1歳児 1.6:1→1.3:1、3歳以上幼児 4:1→3:1)、事務員、小規模グループケア加算(児童指導員又は保育士1人、管理宿直等職員(非常勤)1人)、家庭支援専門相談員(定員30人以上の場合)、里親支援専門相談員等

5. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所者数
136か所	3,877人	2901人

※家庭福祉課調べ（平成28年10月1日現在）

児童心理治療施設の概要

1. 目的

児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第43条の2） ※平成28年の児童福祉法改正により「情緒障害児短期治療施設」から名称変更

- ＜対象児の具体例＞ ・場面緘黙、チック、不登校、集団不適應、多動性障害や広汎性発達障害など
＜保護者を含めたケア＞ ・虐待を受けた児童、保護者及び家族全体を対象とした心理療法である家族療法を実施

※家族療法事業とは、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等の設備を設け、児童とその家族に対し、面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家族訪問治療等を行うもの。

2. 実施主体について

- ・都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

- ・児童の居室（1室の定員4人以下、1人4.95㎡以上、男女別とする）、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室、便所（男女別、少数の児童の場合を除く。）

4. 職員配置について

- ・施設長、医師（精神科又は小児科）、心理療法担当職員（児童 10:1）、児童指導員・保育士（児童 4.5:1）、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員（調理業務を全部委託する場合配置なしも可）

＜措置費による主な加配＞

- ・心理療法担当職員の配置改善（児童10:1→7:1）、児童指導員・保育士の配置改善（児童 4.5:1→3:1）、事務員、小規模グループケア加算（児童指導員又は保育士1人、管理宿直等職員（非常勤）1人）、家庭支援専門相談員（定員30人以上の場合）等

5. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所者数
46か所	2,049人	1,399人

※家庭福祉課調べ（平成28年10月1日現在）

児童自立支援施設の概要

1. 目的

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

(児童福祉法第44条)

<対象児の具体例> ・窃盗を行った児童 ・浮浪、家出の児童 ・性非行を行った児童

2. 実施主体について

・都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

- ・学科指導に関する設備は、学校教育法を準用
- ・児童養護施設の設備の規定を準用(乳幼児の居室に関する規定は除く。男女の居室は別。)

4. 職員配置について

- ・施設長、児童自立支援専門員・児童生活支援員 児童4.5:1、嘱託医、精神科の医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士(40人以下の場合は配置なしも可)、調理員(調理業務の全部委託の場合は配置なしも可)、心理療法担当職員(必要な児童10人以上の場合)、職業指導員(職業指導を行う場合)

<措置費による主な加配>

- ・児童自立支援専門員・児童生活支援員の配置改善(児童4.5:1→3:1)、心理療法担当職員(児童10:1)、事務員、小規模グループケア加算(児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人、管理宿直等職員(非常勤)1人)、家庭支援専門相談員(定員30人以上の場合)等

5. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所者数
58か所	3,686人	1,395人

※家庭福祉課調べ(平成28年10月1日現在)

母子生活支援施設の概要

1. 目的

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第38条）

<対象者の具体例> ・経済的に困窮している女子 ・配偶者からの暴力を受けている女子

2. 実施主体について

・都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所設置町村

3. 設備について

・母子室（調理設備、浴室、便所、1世帯1室以上、30㎡以上）、集会、学習等を行う室、相談室、保育所に準ずる設備（付近の保育所等が利用できない場合）、静養室（乳幼児30人未満）、医務室及び静養室（乳幼児30人以上）

4. 職員配置について

・施設長、母子支援員（10～20世帯未満2人 20世帯以上3人）、嘱託医、少年指導員（20世帯以上で2人以上） 調理員、心理療法担当職員（必要な母子10人以上の場合）、個別対応職員（個別に特別な支援が必要な場合）

<措置費による主な職員配置>

・母子支援員の配置改善（30世帯以上4人）、少年指導員の配置改善（10世帯以上2人、20世帯以上3人、30世帯以上4人）、母子支援員・少年指導員加算（非常勤 各1人 定員40世帯以上の場合）

5. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所世帯	入所児童数
232か所	4,740世帯	3,330世帯	5,479人

※家庭福祉課調べ（平成28年10月1日現在）

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の概要

1. 目的

次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業。

- 一 義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者であつて、措置解除者等（第27条第1項第三号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他政令で定める者をいう。次号において同じ。）であるもの（以下「満20歳未満義務教育終了児童等」という。）
- 二 学校教育法第50条に規定する高等学校の生徒、同法第83条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であつて、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの（満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満20歳未満義務教育終了児童等であつたものに限る。）のうち、措置解除者等であるもの（以下「満20歳以上義務教育終了児童等」という。）（児童福祉法第6条の3第1項）

2. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備

入居者の居室（一室の定員はおおむね2人以下、一人につき4.95㎡以上、男女別）、入居者が日常生活を営む上で必要な設備、食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備

4. 職員配置

指導員、管理者（指導員を兼ねることができる）

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	6人まで	7～9人	10～12人	13～15人	16～18人	19人以上
指導員数（補助員を含む）	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

5. 実施か所数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
か所数	99	113	118	123	143

※家庭福祉課調べ
（各年度10月1日現在）

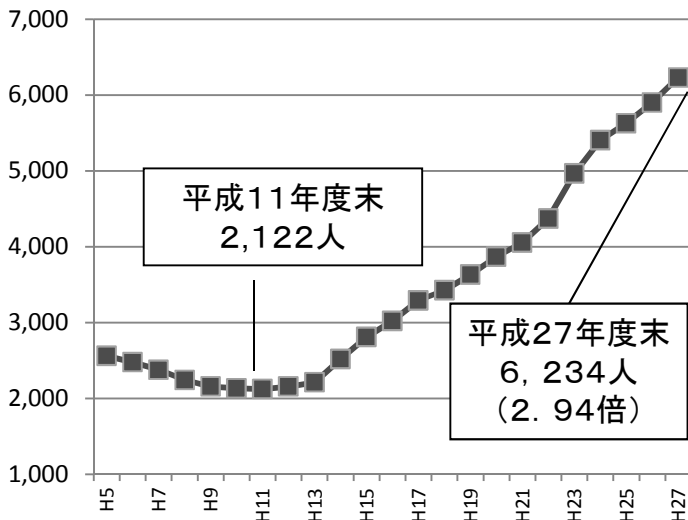
※少子化社会対策大綱（平成27年3月閣議決定）では、平成31年度までに190か所を目標としている。

2. 社会的養護の現状

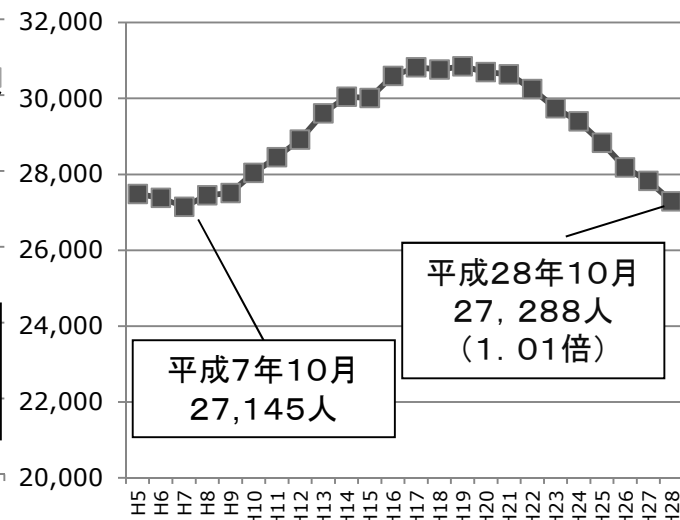
要保護児童数の推移

ここ十数年で、里親等委託児童数は約2.9倍、児童養護施設の入所児童数は微増、乳児院が約1割増となっている。

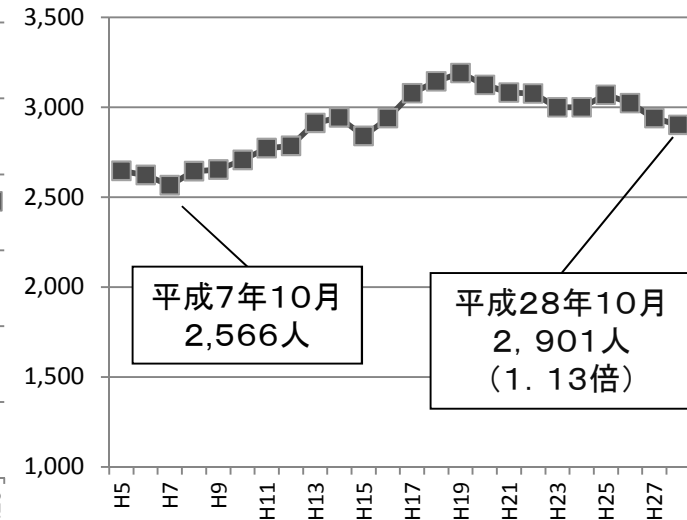
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



○ 児童養護施設の入所児童数

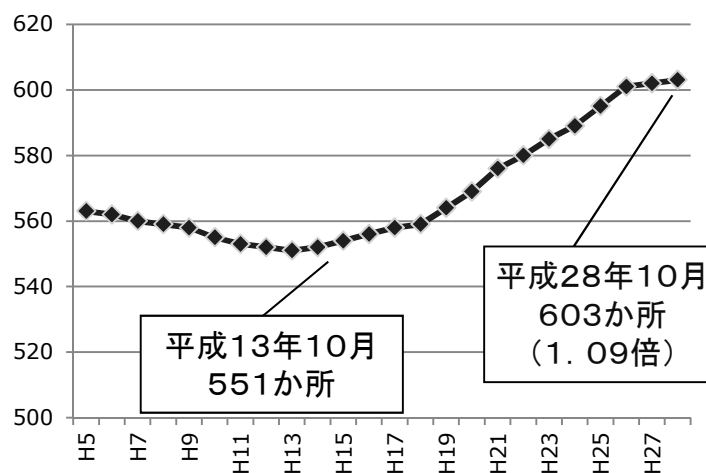


○ 乳児院の入所児童数

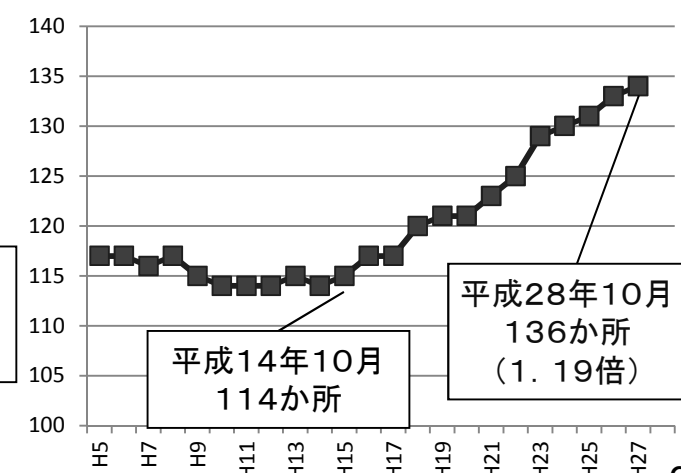


(注) 児童養護施設・乳児院については各年度10月1日現在(社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ)
里親・ファミリーホームについては、各年度3月末日現在(福祉行政報告例)

○ 児童養護施設の設置数



○ 乳児院の設置数



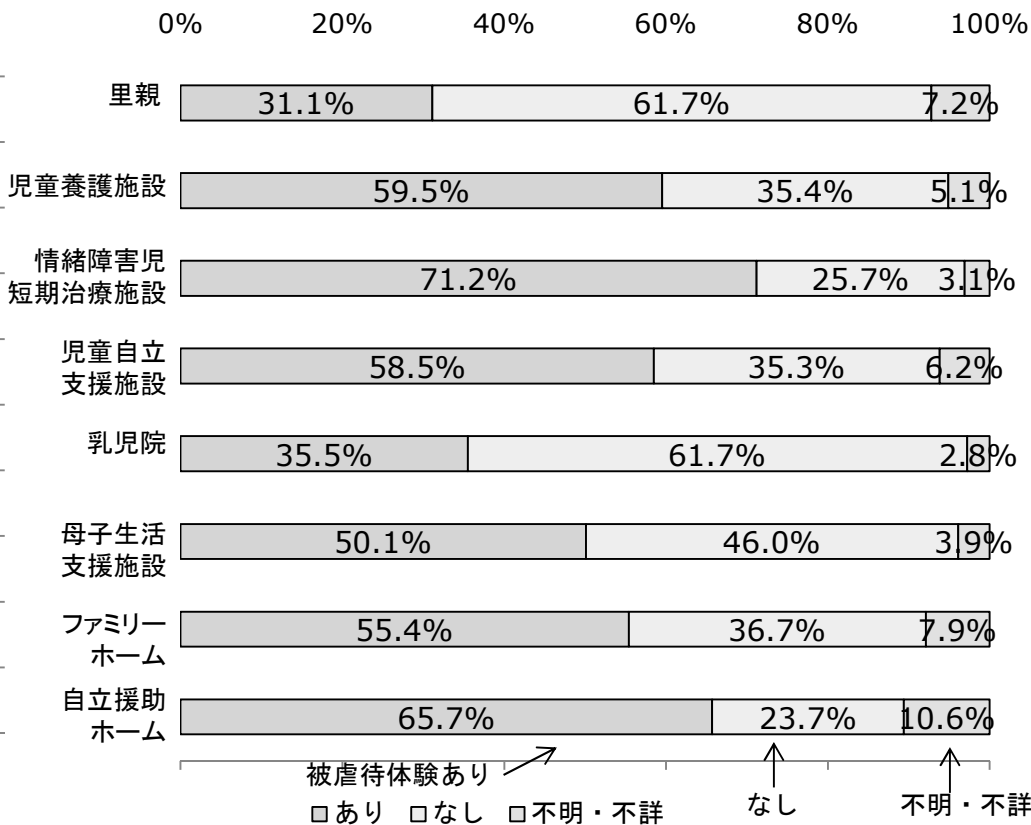
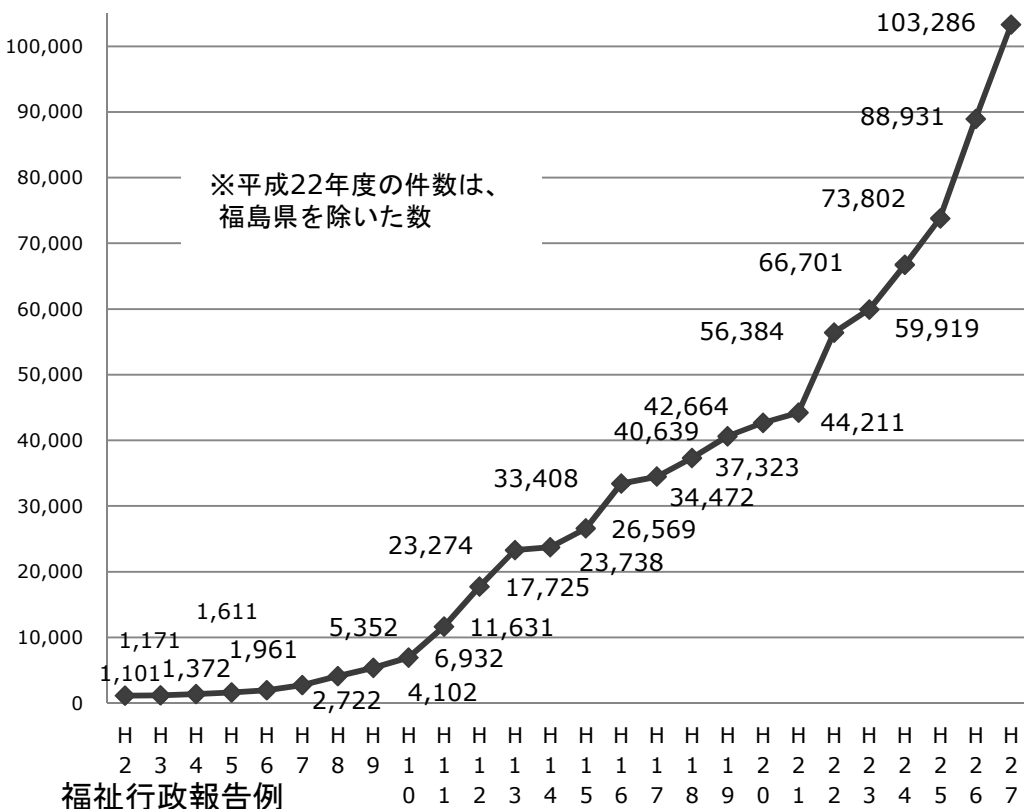
虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成27年度には約8.9倍に増加。

○ 里親に委託されている子どものうち約3割、児童養護施設に入所している子どものうち約6割は、虐待を受けている。

(件数)

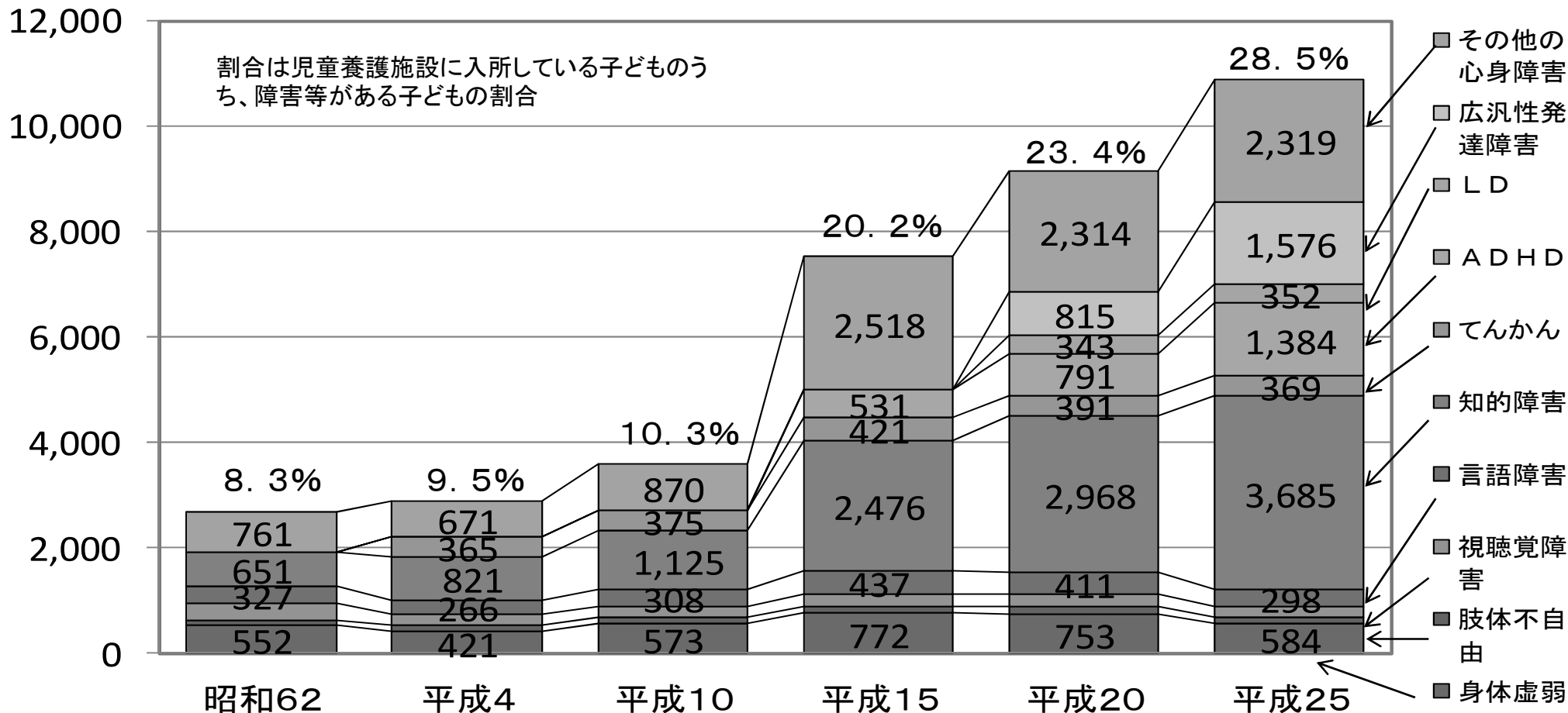


児童養護施設入所児童等調査結果(平成25年2月1日)

障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、障害等のある児童が増加しており、児童養護施設においては28.5%が、障害ありとなっている。

児童養護施設における障害等のある児童数と種別



ADHD(注意欠陥多動性障害)については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD(学習障害)については、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。
児童養護施設(旧養護施設)入所児童等調査

(参考) 児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

①児童養護施設の児童の年齢

単位:人数(人)、[] 構成割合(%)

	在籍児の年齢				入所時の年齢			
	H25	H15	H4	S58	H25	H15	H4	S58
0歳～ 5歳	4,047 [13.5]	5,421 [17.8]	4,128 [15.4]	4,610 [14.4]	15,864 [52.9]	16,704 [54.9]	14,330 [53.6]	16,400 [51.2]
6歳～ 11歳	10,899 [36.4]	12,408 [40.8]	10,138 [37.9]	13,820 [43.1]	9,923 [33.1]	10,010 [32.9]	9,124 [34.1]	12,330 [38.5]
12歳～ 17歳	13,401 [44.7]	11,448 [37.6]	11,597 [43.4]	13,110 [40.9]	4,143 [13.8]	3,642 [12.0]	3,247 [12.1]	3,310 [10.3]
18歳 以上	1,607 [5.4]	1,119 [3.7]	856 [3.2]	500 [1.6]	14 [0.0]	9 [0.0]	— —	— —
総数	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]
平均 年齢	11.2歳	10.2歳	11.1歳	10.2歳	6.2歳	5.9歳	6.4歳	6.0歳

注)総数には年齢不詳を含む。

②在籍児童の在籍期間

単位:人数(人)、[] 構成割合(%)

	H25	H15	H4	S58
4年未満	14,842 [49.5]	17,415 [57.3]	13,709 [51.3]	17,880 [55.8]
4年以上～ 8年未満	8,143 [27.2]	7,705 [25.3]	7,237 [27.1]	8,990 [28.1]
8年以上～ 12年未満	4,733 [15.8]	3,737 [12.3]	4,346 [16.3]	4,190 [13.1]
12年以上	2,105 [7.0]	1,530 [5.0]	1,415 [5.3]	980 [3.1]
総数	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]
平均 期間	4.9年	4.4年	4.7年	4.3年

注)総数には期間不詳を含む。

③児童の措置理由 (養護問題発生理由)

単位:人数(人)、[] 構成割合(%)

	H25	H15	H4	S58		H25	H15	H4	S58
(父・母・父母の)死亡	663[2.2]	912[3.0]	1,246[4.7]	3,070[9.6]	(父・母の)就労	1,730[5.8]	3,537[11.6]	2,968[11.1]	220[0.7]
(父・母・父母の)行方不明	1,279[4.3]	3,333[11.0]	4,942[18.5]	9,100[28.4]	(父・母の)精神疾患等	3,697[12.3]	2,479[8.2]	1,495[5.6]	1,760[5.5]
父母の離婚	872[2.9]	1,983[6.5]	3,475[13.0]	6,720[21.0]	虐待(放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否)	11,377[37.9]	8,340[27.4]	4,268[16.0]	2,890[9.0]
父母の不和	233[0.8]	262[0.9]	429[1.6]	630[2.0]	破産等の経済的理由	1,762[5.9]	2,452[8.1]	939[3.5]	
(父・母の)拘禁	1,456[4.9]	1,451[4.8]	1,083[4.1]	1,220[3.8]	児童問題による監護困難	1,130[3.8]	1,139[3.7]	1,662[6.2]	
(父・母の)入院	1,304[4.3]	2,128[7.0]	3,019[11.3]	4,090[12.8]	その他・不詳	4,476[14.9]	2,400[7.9]	1,199[4.5]	2,340[7.3]
児童養護施設(旧養護施設)入所児童等調査					総数	29,979[100.0]	30,416[100.0]	26,725[100.0]	32,040[100.0]

3. 小規模化の状況

○ 地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの設置状況の推移

(1) 地域小規模児童養護施設の推移

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	施設数	か所数	施設数	か所数	施設数	か所数	施設数	か所数	施設数	か所数
合計	186	243	201	269	217	298	230	329	244	354
1か所実施	141	141	147	147	151	151	148	148	152	152
2か所実施	36	72	45	90	56	112	71	142	80	160
3か所実施	6	18	6	18	7	21	7	21	8	24
4か所実施	3	12	2	8	2	8	3	12	3	12
5か所実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6か所実施	0	0	1	6	1	6	1	6	1	6

(2) 小規模ケア実施状況の推移

① 児童養護施設

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	施設数	か所数	施設数	か所数	施設数	か所数	施設数	か所数	施設数	か所数
合計	381	705	396	814	419	928	432	1,042	446	1,141
1か所実施	172	172	154	154	140	140	135	135	123	123
2か所実施	160	320	170	340	179	358	171	342	176	352
3か所実施	18	54	20	60	34	102	34	102	36	108
4か所実施	10	40	20	80	26	104	31	124	39	156
5か所実施	7	35	12	60	16	80	27	135	30	150
6か所実施	14	84	20	120	24	144	34	204	42	252

② 乳児院

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	施設数	か所数	施設数	か所数	施設数	か所数	施設数	か所数	施設数	か所数
合計	58	90	64	113	67	128	73	148	76	165
1か所実施	33	33	34	34	28	28	27	27	23	23
2か所実施	21	42	22	44	29	58	32	64	35	70
3か所実施	2	6	4	12	5	15	7	21	8	24
4か所実施	1	4	0	0	0	0	1	4	4	16
5か所実施	1	5	1	5	3	15	4	20	4	20
6か所実施	0	0	3	18	2	12	2	12	2	12

③ 児童心理治療施設

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	施設数	か所数	施設数	か所数	施設数	か所数	施設数	か所数	施設数	か所数
合計	9	13	10	15	12	19	15	25	17	34
1か所実施	7	7	7	7	7	7	9	9	7	7
2か所実施	1	2	2	4	4	8	4	8	7	14
3か所実施	0	0	0	0	0	0	1	3	1	3
4か所実施	1	4	1	4	1	4	0	0	0	0
5か所実施	0	0	0	0	0	0	1	5	2	10
6か所実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

④ 児童自立支援施設

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	施設数	か所数	施設数	か所数	施設数	か所数	施設数	か所数	施設数	か所数
合計	1	1	1	1	2	3	2	3	2	2
1か所実施	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
2か所実施	0	0	0	0	1	2	1	2	0	0
3か所実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4か所実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5か所実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6か所実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

地域小規模児童養護施設、小規模グループケア（分園型・本園でのユニット型別）の都道府県等別数の推移

○ 地域小規模児童養護施設

（単位：か所）

	H24	H25	H26	H27	H28
1 北海道	9	9	10	10	12
2 青森県	1	1	2	2	2
3 岩手県	3	3	4	5	5
4 宮城県	0	0	0	0	1
5 秋田県	5	5	5	6	6
6 山形県	0	0	0	0	0
7 福島県	3	3	3	3	3
8 茨城県	5	7	9	9	9
9 栃木県	9	9	9	10	10
10 群馬県	5	6	6	6	6
11 埼玉県	20	20	21	21	21
12 千葉県	8	12	12	12	13
13 東京都	56	57	60	63	65
14 神奈川県	4	4	4	6	6
15 新潟県	1	1	1	1	1
16 富山県	0	0	0	0	0
17 石川県	0	0	0	0	0
18 福井県	0	0	0	0	2
19 山梨県	3	3	3	3	3
20 長野県	1	3	3	6	6
21 岐阜県	4	4	5	6	7
22 静岡県	2	2	2	2	2
23 愛知県	9	9	10	10	10
24 三重県	4	5	5	5	7
25 滋賀県	3	4	4	4	4
26 京都府	0	0	0	0	0
27 大阪府	13	14	16	18	18
28 兵庫県	2	4	4	6	6
29 奈良県	2	3	3	4	4
30 和歌山県	1	1	2	2	2
31 鳥取県	1	2	2	3	3
32 島根県	0	1	1	1	1
33 岡山県	0	0	0	0	0
34 広島県	3	3	4	5	5
35 山口県	3	2	2	2	3
36 徳島県	0	0	0	0	0
37 香川県	1	1	1	1	1
38 愛媛県	2	2	2	2	3
39 高知県	1	2	3	3	3
40 福岡県	3	3	5	6	7
41 佐賀県	0	0	0	0	1
42 長崎県	5	5	5	6	6
43 熊本県	5	6	8	9	9
44 大分県	6	6	8	8	9
45 宮崎県	2	2	3	3	3
46 鹿児島県	2	3	3	5	4
47 沖縄県	2	2	3	4	5
小計	209	229	253	278	294

	H24	H25	H26	H27	H28
48 札幌市	1	2	2	2	5
49 仙台市	2	2	3	3	4
50 さいたま市	0	0	0	0	0
51 千葉市	1	1	1	1	1
52 横浜市	2	2	2	2	2
53 川崎市	5	5	5	5	5
54 相模原市	0	0	0	0	0
55 新潟市	0	0	0	0	0
56 静岡市	1	1	1	1	1
57 浜松市	0	0	0	0	1
58 名古屋市	6	6	7	8	9
59 京都市	3	3	3	4	5
60 大阪市	5	7	7	8	8
61 堺市	1	1	1	1	1
62 神戸市	1	1	1	1	0
63 岡山市	1	1	1	2	2
64 広島市	1	1	1	1	1
65 北九州市	0	0	1	2	3
66 福岡市	2	5	6	6	6
67 熊本市	1	1	1	2	4
小計	33	39	43	49	58
68 横須賀市	0	0	0	0	0
69 金沢市	1	1	2	2	2
小計	1	1	2	2	2
合計	243	269	298	329	354

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
 ※各年度は10月1日現在の状況

○ 小規模グループケア（分園型）

（単位：グループ）

		児童養護施設					乳児院					児童心理治療施設					児童自立支援施設				
		H24	H25	H26	H27	H28	H24	H25	H26	H27	H28	H24	H25	H26	H27	H28	H24	H25	H26	H27	H28
1	北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	青森県	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	岩手県	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	福島県	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	茨城県	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	栃木県	1	2	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	埼玉県	5	4	4	5	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	千葉県	3	3	4	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	東京都	12	14	17	20	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	新潟県	0	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	石川県	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	福井県	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	山梨県	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	長野県	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	岐阜県	2	2	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	愛知県	3	3	5	5	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	三重県	1	2	2	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	滋賀県	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
26	京都府	0	0	2	5	6	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	大阪府	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	奈良県	2	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	鳥取県	1	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	岡山県	1	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	山口県	4	7	7	7	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	徳島県	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	高知県	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	福岡県	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	佐賀県	1	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	長崎県	1	1	4	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	熊本県	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	大分県	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	鹿児島県	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	50	58	74	88	91	1	4	4	3	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0

	児童養護施設					乳児院					児童心理治療施設					児童自立支援施設					
	H24	H25	H26	H27	H28	H24	H25	H26	H27	H28	H24	H25	H26	H27	H28	H24	H25	H26	H27	H28	
48	札幌市	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	仙台市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50	さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52	横浜市	4	2	2	4	4	1	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
53	川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
54	相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55	新潟市	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56	静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57	浜松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58	名古屋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
59	京都市	1	1	1	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60	大阪市	2	2	2	2	1	3	2	4	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61	堺市	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
62	神戸市	5	4	4	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63	岡山市	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64	広島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65	北九州市	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
66	福岡市	0	0	0	0	0	2	2	2	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67	熊本市	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		15	12	14	17	18	8	8	10	11	11	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
68	横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69	金沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		65	70	88	105	109	9	12	14	14	15	1	1	1	1	2	0	0	0	0	0

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ

※各年度は10月1日現在の状況

○ 小規模グループケア（本園でのユニット型）

（単位：グループ）

	児童養護施設					乳児院					児童心理治療施設					児童自立支援施設					
	H24	H25	H26	H27	H28	H24	H25	H26	H27	H28	H24	H25	H26	H27	H28	H24	H25	H26	H27	H28	
1	北海道	17	17	17	18	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	
2	青森県	4	3	5	5	7	1	1	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	岩手県	6	8	12	12	13	1	3	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4	宮城県	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	秋田県	2	6	6	6	7	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6	山形県	5	6	6	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7	福島県	10	12	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8	茨城県	17	18	22	29	27	3	3	3	3	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	
9	栃木県	16	28	25	26	27	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	
10	群馬県	9	11	20	22	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11	埼玉県	41	44	44	48	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12	千葉県	10	15	24	33	35	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
13	東京都	141	150	165	165	167	10	12	12	12	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
14	神奈川県	22	22	22	26	30	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
15	新潟県	2	3	3	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
16	富山県	2	2	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	石川県	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	福井県	5	6	9	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19	山梨県	6	7	8	8	8	1	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
20	長野県	16	18	20	25	29	2	2	2	2	4	1	1	1	1	1	0	0	0	0	
21	岐阜県	7	7	11	12	12	1	2	2	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
22	静岡県	6	6	6	8	9	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
23	愛知県	3	3	4	3	8	2	2	4	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
24	三重県	16	20	22	26	30	0	0	2	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
25	滋賀県	9	7	9	9	11	3	3	3	3	3	1	0	1	1	1	0	0	0	0	
26	京都府	8	8	5	4	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
27	大阪府	28	29	32	36	47	4	5	5	8	8	4	4	5	5	5	0	0	0	0	
28	兵庫県	20	26	34	36	38	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	
29	奈良県	4	7	12	11	12	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30	和歌山県	1	4	8	8	8	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
31	鳥取県	15	15	16	16	16	5	5	5	7	7	4	4	4	5	5	0	0	0	0	
32	島根県	4	4	4	4	5	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
33	岡山県	5	5	5	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
34	広島県	2	4	4	5	9	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
35	山口県	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
36	徳島県	5	6	7	7	8	2	2	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
37	香川県	1	1	1	1	2	0	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
38	愛媛県	6	6	6	6	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	
39	高知県	7	13	13	17	16	2	6	5	5	5	1	1	2	3	3	0	0	0	0	
40	福岡県	13	15	17	18	18	3	3	4	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
41	佐賀県	2	2	4	4	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
42	長崎県	9	11	9	16	16	2	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
43	熊本県	11	14	16	27	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
44	大分県	17	22	23	25	25	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	
45	宮崎県	7	12	12	10	13	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2	1	
46	鹿児島県	7	9	15	16	18	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
47	沖縄県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	548	636	717	787	847	57	74	81	95	106	12	14	17	20	22	1	1	3	3	2

	児童養護施設					乳児院					児童心理治療施設					児童自立支援施設					
	H24	H25	H26	H27	H28	H24	H25	H26	H27	H28	H24	H25	H26	H27	H28	H24	H25	H26	H27	H28	
48	札幌市	3	3	3	4	15	2	3	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	仙台市	4	8	10	10	12	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50	さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	千葉市	3	5	6	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52	横浜市	13	13	11	13	13	1	1	1	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
53	川崎市	0	0	4	6	8	2	2	2	2	2	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0
54	相模原市	0	0	2	4	6	0	0	2	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55	新潟市	1	1	1	1	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56	静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57	浜松市	4	4	4	4	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58	名古屋市	11	14	17	30	34	3	3	3	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
59	京都市	7	7	7	11	22	1	1	1	1	1	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0
60	大阪市	5	7	7	9	11	1	2	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0
61	堺市	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
62	神戸市	5	7	8	8	9	5	5	5	5	5	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
63	岡山市	3	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64	広島市	1	1	4	4	4	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65	北九州市	9	10	10	10	10	1	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
66	福岡市	5	5	5	5	5	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67	熊本市	6	7	8	8	9	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	81	97	112	139	174	22	25	31	37	42	0	0	1	4	10	0	0	0	0	0
68	横須賀市	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69	金沢市	7	7	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	11	11	11	11	11	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	640	744	840	937	1,032	81	101	114	134	150	12	14	18	24	32	1	1	3	3	2

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
 ※各年度は10月1日現在の状況

4. 社会的養護の施設等種別ごとの課題と将来像

※「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）の概要等

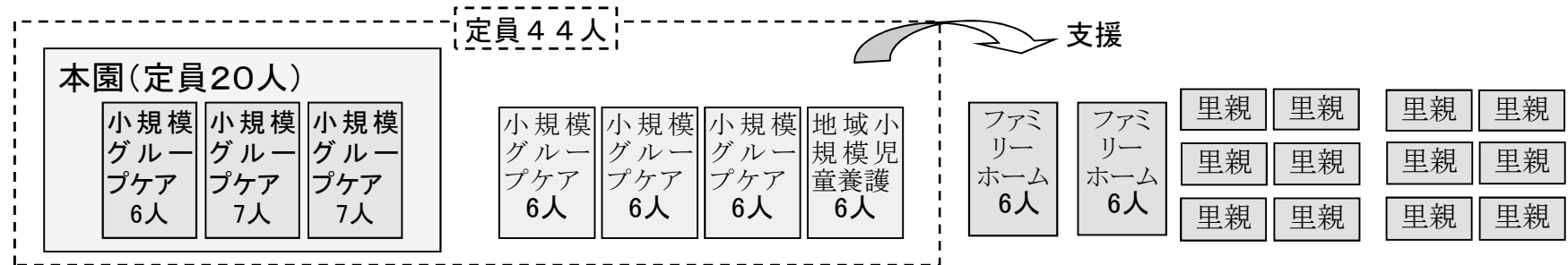
○ 社会的養護の施設等種別ごとの課題と将来像

(1) 児童養護施設の課題と将来像

- ①小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進
 - ケア単位の小規模化 → 将来は全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）
 - 本体施設の小規模化 → 定員45人以下
 - グループホームの推進、ファミリーホームの設置、里親の支援 → 施設は地域の社会的養護の拠点に
- ②本体施設は、精神的不安定等が落ち着くまでの専門的ケアや、地域支援を行うセンター施設として、高機能化

【標準的な姿】

本園20人（6人×1グループ+7人×2グループ）、分園型小規模グループケア18人（6人×3ホーム）、地域小規模6人（6人×1ホーム）



【児童養護施設の小規模化を推進するための予算制度】

- (1)小規模グループケア
 - 本体施設の敷地内で行うものと、敷地外で行うもの(分園型小規模グループケア)
 - 定員は、児童養護施設は6人以上8人以下
 - 本来の基本的配置に加算：・児童指導員又は保育士1人 ・管理宿直等職員1人分(非常勤) ・年休代替要員費等
- (2)地域小規模児童養護施設
 - 定員6人
 - 人員配置：・児童指導員又は保育士3人(うち1人は非常勤とすることが可能)・管理宿直専門員1人分(非常勤)・年休代替要員費等
- (3)賃借費加算
 - 地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、自立援助ホーム、ファミリーホーム等について、建物を賃借して実施している場合に、賃借費の実費を算定できる。
- (4)その他の措置費関係
 - 平成24年度の措置費交付要綱改正で、児童養護施設については、保護単価表を定員10人刻みから5人刻みに改め、小規模化に取り組みやすくした。
 - 現在、定員41人以上の施設で配置している栄養士については、グループホームを含めた栄養管理が必要であることから、地域小規模児童養護施設を含めた定員41人以上の施設で栄養士の配置ができるよう配慮する。
- (5)施設整備費補助金(次世代育成支援対策施設整備交付金)
 - 小規模グループケアを行う場合は、子ども1人当たりの交付基礎点数に、小規模グループケア整備加算を加算
 - 地域小規模児童養護施設についても、児童養護施設本体の子ども1人当たりの交付基礎点数を適用するとともに、小規模グループケア整備加算を加算して、補助を算定する。
 - 本体施設には、心理療法室整備加算、子育て短期支援事業居室等整備加算(ショートステイ用居室)、親子生活訓練室整備加算などがあり、整備することが望ましい。
 - 本体施設には、地域交流スペースの整備もできる。小規模化・地域分散化した施設では、グループホームを含めて子どもや職員が集まれるスペースが本園に必要であり、地域交流スペースの整備が望ましい。
- (6)児童虐待・DV対策等総合支援事業(児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業)
 - 児童養護施設等における家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を行う。

(2) 乳児院の課題と将来像

乳児院の役割

- 乳幼児の生命を守り、心身及び社会性の健全な発達を促進する**養育機能**
- 被虐待児・病児・障害児等への対応**ができる乳幼児の専門的養育機能
- 早期家庭復帰を視野に入れた**保護者支援とアフターケア機能**
- 児童相談所から乳児院に一時保護委託を受けることが多く、**乳児の一時保護機能**
- 子育て支援機能**（育児相談、ショートステイ等）

今後の課題

①専門的養育機能の充実

- ・被虐待児、低出生体重児、慢性疾患児、発達の遅れのある子ども、障害児など、医療・療育の必要な子どもに対し、リハビリ等の医療・療育と連携した専門的養育機能の充実
- ・個別対応職員や心理療法担当職員の全施設配置、経験豊富な看護職員の確保など
 - 平成24年度予算で、基本配置の引上げ(1.7:1→1.6:1)、個別対応職員の全施設配置化。また、民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象に、看護師については医療機関を追加。
 - 平成27年度予算で基本配置の引上げ(1.6:1→1.3:1)等を追加。

②養育単位の小規模化

- ・乳幼児期の集団養育や交代制による養育は、心の発達への負の影響が大きいことから、養育単位の小規模化（4～6人の小規模グループケア）を推進。養育担当者との愛着関係が築かれ、乳児初期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援。
- ・乳児院では夜勤が必要なため、例えば2グループを1人の夜勤者がみることができる構造等が必要。

③保護者支援機能、地域支援機能の充実

- ・保護者の多くは、子育てに不安や負担感をもち、育児の知識や技術をもたず、家族関係が複雑な場合もあり、かかわりの難しい保護者も増加しており、保護者支援の充実が必要。
- ・不必要に施設入所の長期化や児童養護施設への措置変更にならぬよう、里親委託の推進が必要。
- ・新たに里親支援担当職員を設置し、家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員を合わせ、直接ローテーションに加わらない職員のチームで、保護者支援、里親支援等の地域支援機能を推進。
- ・ショートステイ等の子育て支援機能は、虐待予防にも役立つ重要な機能であり推進する。

(3) 情緒障害児短期治療施設の課題と将来像

情短施設の役割

- 心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、心理治療を行う。
- 施設内の分級など学校教育との密接な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行う。
- 比較的短期間(平均在所期間2.1年(H25.2))で治療し、家庭復帰や、里親・児童養護施設での養育につなぐ役割。
- 入所児は、被虐待児が75%、広汎性発達障害の子どもが26%、軽度・中度の知的障害の子どもが12.8%、児童精神科を受診している子どもが40%、薬物治療を行っている児童が35%。(平成22年10月全情短調査)

今後の課題

① 情短施設の設置推進

- ・情短施設が無い地域では、人員配置が十分でない児童養護施設で対応している現状にあり、各都道府県に最低1カ所(人口の多い地域では複数)の設置が必要。平成20年度32か所であったが現在46か所。平成31年度に47か所目標。児童養護施設からの転換を含め、将来57か所を目標。

② 専門的機能の充実

- ・かかわりの難しい児童や家庭が増えており、専門的能力の向上と人員配置の引上げが必要
→平成24年度から、基本配置の引上げ(5:1→4.5:1)
→平成27年度予算で基本配置の引上げ(4.5:1→3:1、心理療法担当職員10:1→7:1)

③ 一時的措置変更による短期入所機能の活用

- ・児童養護施設や里親で一時的に不適応を起こしている子どもを、短期間一時的に利用

④ 通所機能の活用

- ・地域の心理的問題の大きい子どもへの支援機能として重要。
→平成24年度から、児童養護施設の入所児童が必要な場合に情短施設への通所利用を可能に

⑤ 外来機能の設置

- ・入所前や退所後の支援、家族への支援のため、児童精神科の診療所を併設し、外来機能を充実

⑥ 名称の見直し問題

- ・情緒障害という言葉への子どもや保護者の気持ちを考慮し、変更を希望する意見もあり今後の検討課題
→情短施設運営指針で、当面、「児童心理治療施設」という通称を用いることができることを定める。
→28年通常国会において成立した改正児童福祉法により、平成29年4月1日より「児童心理治療施設」に名称を変更。

(4) 児童自立支援施設の課題と将来像

児童自立支援施設の役割

- 子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、平成9年の児童福祉法改正により、教護院から名称を変更し、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象に加え、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しいケースの受け皿としての役割を果たしている。
- 職員である実夫婦とその家族が小舎に住み込み、家庭的な生活の中で入所児童に一貫性・継続性のある支援を行うという伝統的な小舎夫婦制や、小舎交代制という支援形態で展開してきた。
- 「枠のある生活」を基盤とする中で、子どもの育ち直しや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施。
- 児童自立支援施設は、少年法に基づく家庭裁判所の保護処分等による入所もあり、これらの役割から、都道府県等に設置義務が課せられている。(現在、国立2、都道府県・指定都市立54、社福法人立2)

今後の課題

①専門的機能の充実等

- ・虐待を受けた経験をもつ子どもが59%、発達障害・行為障害等の障害をもつ子どもが47%であり、特別なケアが必要なケースが増加している。子どもの抱える問題の複雑さに対応し、個別支援や心理療法的なケアなど、より高度で専門的なケアを提供する機能強化が課題。
- ・このため、手厚い人員配置を行うとともに、職員の専門性の向上を図る養成研修を充実しながら、運営と支援の質の一層の向上が必要。
 - 平成24年度から、基本配置の引上げ(5:1→4.5:1)
 - 平成27年度予算で基本配置の引上げ(4.5:1→3:1、心理療法担当職員10:1)
- ・被虐待経験や発達障害等を有する子どもの支援のため、心理療法担当職員の複数配置が必要。
- ・中卒・高校生に対応していない施設もあり、年長の対応の難しい児童の自立支援機能を充実する必要。
- ・施設内の分校、分教室の設置等、学校教育への就学義務への対応。

②相談、通所、アフターケア機能

- ・施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を生かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助を実施するため、相談、通所、アフターケア機能などの自立支援機能の充実。
- ・子どもの立ち直りや社会的自立には、保護者や関係者・関係機関の理解と協力が不可欠であり、家族との交流・関係調整などの支援や、地域社会おけるネットワークなどの資源を活用したサポート体制の確立。

(5) 母子生活支援施設の課題と将来像

母子生活支援施設の役割

- 母子生活支援施設は、当初は、生活に困窮する母子に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称であったが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的に「入所者の生活支援」を追加し、名称も変更。
- 近年では、DV被害者や虐待を受けた児童の入所が半数以上を占め、「母子と一緒に生活しつつ、共に支援を受けることができる唯一の児童福祉施設」という特性を活かして、支援機能の充実が求められている。

今後の課題

①入所者支援の充実

- ・施設による取組みの差が大きく、住む場所の提供にとどまる施設も多い。すべての施設が、母に対する支援、子どもに対する支援、虐待の防止、母子再統合の支援、アフターケア、地域支援等を充実する必要。

②職員配置の充実と支援技術の普及向上

- ・入所者支援の充実のため、母子支援員・少年指導員の基本の人員配置を引き上げる必要。
 - 平成24年度から、基本配置の引上げ（定員10世帯以上の施設の母子支援員を1名増員）
 - 平成27年度予算で基本配置の引上げ（定員30世帯以上の施設の母子支援員4人配置等）
- ・個別対応職員の配置推進と20世帯以上施設での早期の義務化、保育設備を有する場合の保育士の配置を保育所並に引上げ、特に対応が困難な母子の人数に応じた加算職員の複数配置を検討。
- ・支援技術や支援事例を広く伝え、全体の力量を高める必要。夜間宿直体制による安全管理も重要。

③広域利用の確保

- ・DV被害者は、加害夫から逃れるために遠隔地の施設を利用するが多い。
- ・広域利用に積極的な自治体とそうでない自治体があることから、円滑な広域利用を推進。

④子どもの学習支援の充実

- ・貧困の連鎖を断ち切るためには、母子生活支援施設の子どもへの学習支援が重要。
 - 平成27年度予算で退所後の社会的自立につなげる学習支援を充実
- ・児童養護施設にあるような入学時の支度費を設けたり、学習ボランティアなどを含めた支援が必要。
 - 平成24年度から、母子生活支援施設にも児童養護施設等と同様の入進学支度金等を支給

⑤児童相談所・婦人相談所との連携

- ・母子福祉施策や生活保護の専門的ケースワークと連携するため、福祉事務所で実施しているが、児童虐待の防止等の側面があることから、児童相談所や婦人相談所との連携も重要。

⑥公立施設の課題

- ・公立施設での加算職員の配置推進。指定管理者制度による公設民営施設での長期的視野での取り組み。

(6) 自立援助ホームの課題と将来像

自立援助ホームの役割

○自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う。

今後の課題

①整備推進

- ・ 少子化社会対策大綱で、平成31年度までに190か所を整備（平成28年10月現在143か所）

②対応の難しい児童等への対応

- ・ 自立援助ホームは、本来は、児童養護施設よりも、自立度の高い利用対象を想定しているが、被虐待、発達障害、精神科通院、高校中退、家庭裁判所の補導委託や少年院からの身元引き受けなど、様々な困難を抱えている児童等を引き受けている実態がある。
- ・ 本来、対応が難しい児童は、児童養護施設や児童自立支援施設等で引き受けるべきであるが、自立援助ホームの特色を生かし、多様な利用者を支援
- ・ 虐待を受けた児童等の緊急の避難先として民間で運営されている「子どもシェルター」については、自立援助ホームの制度を適用し、取り組みを支援する。

→平成23年7月に実施要綱を改正し適用

③運営費の充実

- ・ 平成23年度から、措置費の定員払化を行い、ホームの運営を安定化。
- ・ 借家によりホームを運営する場合の家賃補助や、収入のない児童の医療費の補助が必要。
 - 平成24年度から、建物の賃借料を措置費に算定（月10万円）。また、児童等に収入がない場合には、健康保険・国民健康保険等による給付を除いた医療費自己負担分を支給。
 - 平成28年度から、賃借料を実費により支弁。

④20歳以降のアフターケア

- ・ 20歳以降の延長も可能とする改正については、将来の検討課題。
- ・ 一方、20歳までに一定の力をつけて自立する努力。ホーム近隣のアパートで自活し、ホームがアフターケアとして相談支援していく取り組みが重要。
 - 平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加。

施設の人員配置の課題と将来像

施設種別	～23年度	24年度～26年度	27年度～ （「社会的養護の課題と将来像」 の目標水準）
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児： 1. 7 : 1 1・2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： 4 : 1 小学校以上： 6 : 1	児童指導員・保育士 0・1歳児： <u>1. 6 : 1</u> 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： <u>4 : 1</u> 小学生以上： <u>5. 5 : 1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児： <u>1. 3 : 1</u> 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： <u>3 : 1</u> 小学生以上： <u>4 : 1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて概ね 3 : 1ないし2 : 1相当
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： 1. 7 : 1 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： 4 : 1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： <u>1. 6 : 1</u> 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： <u>4 : 1</u>	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： <u>1. 3 : 1</u> 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： <u>3 : 1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて概ね 1 : 1相当
児童心理治療施設	児童指導員・保育士 5 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	児童指導員・保育士 <u>4. 5 : 1</u> 心理療法担当職員 <u>10 : 1</u>	児童指導員・保育士 <u>3 : 1</u> 心理療法担当職員 <u>7 : 1</u>
児童自立支援施設	児童自立支援専門員・児童生活支援員 <u>5 : 1</u>	児童自立支援専門員・児童生活支援員 <u>4. 5 : 1</u>	児童自立支援専門員・児童生活支援員 <u>3 : 1</u> 心理療法担当職員 <u>10 : 1</u>
母子生活支援施設	母子支援員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 少年指導員 <u>20世帯未満 1人</u> <u>20世帯以上 2人</u>	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 30世帯以上 4人 少年指導員 <u>10世帯未満 1人</u> <u>10世帯以上 2人</u> <u>20世帯以上 3人</u> <u>30世帯以上 4人</u>

5. 統計表等

(1) 在籍児童の年齢（平成25年2月1日現在）

（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設		母子生活 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳	111	2.4%	875	27.8%	2	0.0%	—	—	—	—	222	3.7%
1歳	140	3.1%	1,118	35.5%	30	0.1%	—	—	—	—	366	6.1%
2歳	203	4.5%	783	24.9%	366	1.2%	—	—	—	—	428	7.1%
3歳	240	5.3%	268	8.5%	933	3.1%	—	—	—	—	461	7.7%
4歳	214	4.7%	77	2.4%	1,299	4.3%	—	—	—	—	476	7.9%
5歳	246	5.4%	20	0.6%	1,417	4.7%	2	0.2%	—	—	476	7.9%
6歳	255	5.6%	5	0.2%	1,598	5.3%	4	0.3%	—	—	452	7.5%
7歳	228	5.0%	1	0.0%	1,556	5.2%	27	2.2%	—	—	413	6.9%
8歳	255	5.6%	—	—	1,712	5.7%	48	3.9%	3	0.2%	378	6.3%
9歳	240	5.3%	—	—	1,910	6.4%	80	6.5%	7	0.4%	363	6.0%
10歳	231	5.1%	—	—	2,022	6.7%	114	9.2%	26	1.6%	336	5.6%
11歳	264	5.8%	—	—	2,101	7.0%	128	10.4%	46	2.8%	330	5.5%
12歳	261	5.8%	—	—	2,283	7.6%	171	13.8%	106	6.3%	296	4.9%
13歳	249	5.5%	—	—	2,242	7.5%	166	13.4%	254	15.2%	233	3.9%
14歳	251	5.5%	—	—	2,414	8.1%	175	14.2%	514	30.8%	238	4.0%
15歳	261	5.8%	—	—	2,471	8.2%	159	12.9%	569	34.1%	200	3.3%
16歳	290	6.4%	—	—	2,130	7.1%	68	5.5%	80	4.8%	138	2.3%
17歳	311	6.9%	—	—	1,861	6.2%	54	4.4%	40	2.4%	114	1.9%
18歳以上	282	6.2%	—	—	1,607	5.4%	39	3.2%	25	1.5%	84	1.4%
総数※	4,534	100%	3,147	100.0%	29,979	100.0%	1,235	100.0%	1,670	100.0%	6,006	100.0%
平均年齢	9.9歳		1.2歳		11.2歳		12.7歳		14.1歳		7.4歳	

(1) 在籍児童の年齢（平成25年2月1日現在）（単位：人、％）

区分	ファミリーホーム		自立援助ホーム	
	児童数	割合	児童数	割合
0歳	3	0.4%	—	—
1歳	10	1.2%	—	—
2歳	20	2.4%	—	—
3歳	30	3.6%	—	—
4歳	32	3.9%	—	—
5歳	40	4.8%	—	—
6歳	32	3.9%	—	—
7歳	36	4.3%	—	—
8歳	46	5.5%	—	—
9歳	47	5.7%	—	—
10歳	45	5.4%	—	—
11歳	50	6.0%	—	—
12歳	59	7.1%	—	—
13歳	61	7.4%	—	—
14歳	72	8.7%	—	—
15歳	54	6.5%	11	2.9%
16歳	57	6.9%	74	19.7%
17歳	70	8.4%	103	27.4%
18歳以上	65	7.8%	188	50.0%
総数※	829	100%	376	100.0%
平均年齢	11.2歳		17.5歳	

(2) 在籍児童の措置時の年齢 (平成25年2月1日現在在籍児童)

(単位:人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設		母子生活 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳	443	9.8%	2,461	78.2%	55	0.2%	—	—	—	—	812	13.5%
1歳	474	10.5%	530	16.8%	849	2.8%	—	—	—	—	642	10.7%
2歳	666	14.7%	127	4.0%	6,408	21.4%	—	—	—	—	608	10.1%
3歳	440	9.7%	24	0.8%	3,745	12.5%	—	—	—	—	544	9.1%
4歳	280	6.2%	2	0.1%	2,620	8.7%	1	0.1%	—	—	531	8.8%
5歳	241	5.3%	1	0.0%	2,187	7.3%	6	0.5%	—	—	437	7.3%
6歳	270	6.0%	—	—	2,171	7.2%	51	4.1%	1	0.1%	382	6.4%
7歳	195	4.3%	—	—	1,814	6.1%	101	8.2%	1	0.1%	344	5.7%
8歳	161	3.6%	—	—	1,702	5.7%	133	10.8%	7	0.4%	308	5.1%
9歳	154	3.4%	—	—	1,510	5.0%	150	12.1%	29	1.7%	297	4.9%
10歳	143	3.2%	—	—	1,402	4.7%	151	12.2%	42	2.5%	268	4.5%
11歳	139	3.1%	—	—	1,324	4.4%	151	12.2%	107	6.4%	223	3.7%
12歳	174	3.8%	—	—	1,156	3.9%	162	13.1%	219	13.1%	179	3.0%
13歳	149	3.3%	—	—	1,126	3.8%	165	13.4%	564	33.8%	152	2.5%
14歳	146	3.2%	—	—	909	3.0%	120	9.7%	511	30.6%	113	1.9%
15歳	203	4.5%	—	—	619	2.1%	38	3.1%	142	8.5%	80	1.3%
16歳	152	3.4%	—	—	241	0.8%	—	—	33	2.0%	45	0.7%
17歳	79	1.7%	—	—	92	0.3%	4	0.3%	11	0.7%	27	0.4%
18歳以上	12	0.3%	—	—	14	0.0%	—	—	2	0.1%	7	0.1%
総数※	4,534	100.0%	3,147	100.0%	29,979	100.0%	1,235	100.0%	1,670	100.0%	6,006	100.0%
平均年齢	6.3歳		0.3歳		6.2歳		10.6歳		13.1歳		5.2歳	

※ 総数には年齢不詳も含む。

(1) (2) とともに児童養護施設入所児童等調査結果 (平成25年2月1日現在)

(2) 在籍児童の措置時の年齢（平成25年2月1日現在在籍児童）（単位：人、％）

区分	ファミリーホーム		自立援助ホーム	
	児童数	割合	児童数	割合
0歳	34	4.1%	—	—
1歳	38	4.6%	—	—
2歳	68	8.2%	—	—
3歳	59	7.1%	—	—
4歳	40	4.8%	—	—
5歳	48	5.8%	—	—
6歳	50	6.0%	—	—
7歳	48	5.8%	—	—
8歳	43	5.2%	—	—
9歳	47	5.7%	—	—
10歳	35	4.2%	—	—
11歳	48	5.8%	—	—
12歳	33	4.0%	—	—
13歳	53	6.4%	—	—
14歳	48	5.8%	—	—
15歳	62	7.5%	51	13.6%
16歳	47	5.7%	137	36.4%
17歳	23	2.8%	80	21.3%
18歳以上	5	0.6%	101	26.9%
総数※	829	100.0%	376	100.0%
平均年齢	8.4歳		17.0歳	

※ 総数には年齢不詳も含む。

(1) (2) とともに児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日現在）

(3) 措置理由別児童数（平成26年度中新規措置児童）

（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
父母の死亡	128	8.8%	9	0.4%	75	1.4%
父母の行方不明	65	4.5%	20	0.9%	57	1.1%
父母の離婚	16	1.1%	41	1.9%	106	2.0%
父母の不和	13	0.9%	40	1.9%	53	1.0%
父母の拘禁	65	4.5%	96	4.4%	236	4.5%
父母の入院	81	5.6%	181	8.4%	218	4.2%
父母の就労	23	1.6%	57	2.6%	145	2.8%
父母の精神障害	126	8.7%	374	17.3%	499	9.6%
父母の放任怠惰	105	7.2%	260	12.0%	695	13.4%
父母の虐待	265	18.3%	337	15.6%	1,829	35.2%
棄児	14	1.0%	14	0.6%	16	0.3%
父母の養育拒否	245	16.9%	181	8.4%	237	4.6%
破産等経済的理由	63	4.3%	156	7.2%	211	4.1%
児童の監護困難	57	3.9%	—	—	334	6.4%
その他	186	12.8%	392	18.2%	482	9.3%
合計	1,452	100.0%	2,158	100.0%	5,193	100.0%

(4) 母子生活支援施設の入所理由別入所世帯数等（平成26年度入所世帯）

区 分		管内入所		広域入所				合 計	
				県内		県外			
夫等の暴力	世帯数	464		346		525		1,335	
	母 児童	464	808	346	659	525	1,022	1,335	2,489
入所前の家庭環境の不 適切	世帯数	122		31		9		162	
	母 児童	122	180	31	43	9	17	162	240
母親の心身の不安定	世帯数	68		10		2		80	
	母 児童	68	84	10	16	2	5	80	105
職業上の理由	世帯数	7		0		0		7	
	母 児童	7	10	0	0	0	0	7	10
住宅事情	世帯数	373		31		3		407	
	母 児童	373	554	31	42	3	3	407	599
経済的理由	世帯数	215		32		3		250	
	母 児童	215	316	32	52	3	3	250	371
その他	世帯数	36		14		13		63	
	母 児童	36	54	14	26	13	22	63	102
合 計	世帯数	1,285		464		555		2,304	
	母 児童	1,285	2,006	464	838	555	1,072	2,304	3,916

家庭福祉課調べ

※ 単位：世帯数は世帯、入所人員は人

※ 上段は世帯数、下段左は母親の入所延べ人員、下段右は児童の入所延べ人員

(5) 在所期間別在籍児童数 (平成27年3月1日現在在籍児童)

(単位:人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
1年未満	1,136	23.9%	1,535	48.0%	4,556	15.7%	430	32.2%	871	52.5%
1年以上 2年未満	681	14.3%	947	29.6%	3,764	13.0%	309	23.2%	606	36.6%
2年以上 3年未満	558	11.7%	538	16.8%	3,205	11.1%	257	19.3%	137	8.3%
3年以上 4年未満	530	11.1%	142	4.4%	2,721	9.4%	147	11.0%	36	2.2%
4年以上 5年未満	345	7.2%	26	0.8%	2,441	8.4%	90	6.7%	8	0.5%
5年以上 6年未満	264	5.5%	7	0.2%	2,023	7.0%	34	2.5%	0	0.0%
6年以上 7年未満	215	4.5%	2	0.1%	1,868	6.4%	27	2.0%	0	0.0%
7年以上 8年未満	200	4.2%	-	-	1,671	5.8%	17	1.3%	0	0.0%
8年以上 9年未満	143	3.0%	-	-	1,285	4.4%	17	1.3%	0	0.0%
9年以上 10年未満	141	3.0%	-	-	1,167	4.0%	4	0.3%	0	0.0%
10年以上 11年未満	144	3.0%	-	-	1,047	3.6%	1	0.1%	-	-
11年以上 12年未満	123	2.6%	-	-	892	3.1%	1	0.1%	-	-
12年以上 13年未満	93	2.0%	-	-	755	2.6%	-	-	-	-
13年以上 14年未満	68	1.4%	-	-	633	2.2%	-	-	-	-
14年以上 15年未満	57	1.2%	-	-	456	1.6%	-	-	-	-
15年以上 16年未満	36	0.8%	-	-	336	1.2%	-	-	-	-
16年以上 17年未満	16	0.3%	-	-	127	0.4%	-	-	-	-
17年以上 18年未満	7	0.1%	-	-	34	0.1%	-	-	-	-
18年以上	6	0.1%	-	-	13	0.0%	-	-	-	-
総数	4,763	100.0%	3,197	100.0%	28,994	100.0%	1,334	100.0%	1,658	100.0%

(6) 在所期間別退所児童数 (平成26年度中に退所した児童)

(単位:人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
1か月未満	64	4.8%	225	10.0%	111	2.0%	7	1.5%	6	0.6%
1か月以上2か月未満	69	5.2%	136	6.0%	122	2.2%	8	1.7%	10	0.9%
2か月以上6か月未満	187	14.1%	307	13.6%	375	6.9%	25	5.4%	46	4.3%
6か月以上1年未満	253	19.1%	364	16.1%	422	7.7%	49	10.6%	276	25.7%
1年以上2年未満	226	17.1%	539	23.9%	685	12.5%	116	25.1%	532	49.6%
2年以上3年未満	164	12.4%	478	21.2%	552	10.1%	113	24.4%	162	15.1%
3年以上4年未満	112	8.5%	162	7.2%	560	10.2%	66	14.3%	30	2.8%
4年以上5年未満	51	3.9%	28	1.2%	388	7.1%	35	7.6%	8	0.7%
5年以上6年未満	38	2.9%	14	0.6%	294	5.4%	16	3.5%	2	0.2%
6年以上7年未満	22	1.7%	6	0.3%	259	4.7%	12	2.6%	0	0.0%
7年以上8年未満	18	1.4%	-	-	260	4.8%	6	1.3%	0	0.0%
8年以上9年未満	13	1.0%	-	-	206	3.8%	7	1.5%	1	0.1%
9年以上10年未満	13	1.0%	-	-	189	3.5%	1	0.2%	0	0.0%
10年以上11年未満	12	0.9%	-	-	180	3.3%	1	0.2%	-	-
11年以上12年未満	14	1.1%	-	-	139	2.5%	1	0.2%	-	-
12年以上13年未満	20	1.5%	-	-	144	2.6%	-	-	-	-
13年以上14年未満	9	0.7%	-	-	139	2.5%	-	-	-	-
14年以上15年未満	10	0.8%	-	-	152	2.8%	-	-	-	-
15年以上16年未満	12	0.9%	-	-	151	2.8%	-	-	-	-
16年以上17年未満	7	0.5%	-	-	107	2.0%	-	-	-	-
17年以上18年未満	6	0.5%	-	-	24	0.4%	-	-	-	-
18年以上	4	0.3%	-	-	9	0.2%	-	-	-	-
総数	1,324	100.0%	2,259	100.0%	5,468	100.0%	463	100.0%	1,073	100.0%

(7) 母子生活支援施設における年齢別在籍人員 (平成27年3月1日現在)

(単位: 人)

母等の年齢	20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上 55歳未満	55歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上 70歳未満	70歳以上	合計
人数	39	267	436	751	794	695	350	128	19	9	0	1	3,489

(8) 母子生活支援施設における在所期間別世帯数 (平成26年度)

(単位: 世帯)

在所期間	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計
世帯数	286	249	405	266	135	73	133	48	1,595

(9) 母子生活支援施設退所世帯の退所後居住形態 (平成26年度)

(単位: 世帯)

区分	親・親戚との同居	成人した子との同居	復縁又は再婚	配偶者以外との結婚	単独の母子世帯				その他の社会福祉施設	不明・その他	合計	
					公営住宅	民間アパート	社宅	本人宅				
世帯数	124	4	116	43	1,168	338	806	12	12	61	79	1,595

(7) ~ (9) : 家庭福祉課調べ

(10) 児童養護施設の入退所の状況 (平成26年度中)

(単位:人)

平成26年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)				平成26年度退所児童数										
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計	解除										変更
				家庭環 境改善	児童の 状況改 善	就職	進学(大 学等)	普通養 子縁組	特別養 子縁組	無断 外出	死亡	その他	計	他の児 童福祉 施設等
1,237	3,885	71	5,193	2,652	70	1,355	345	17	10	30	3	248	4,730	738

↑

変更前の内訳							
乳児院	他の児 童養 護施 設	情緒障 害児短 期治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	その他
669	213	74	119	27	98	18	19

↓

変更後の内訳							
他の児 童養 護施 設	情緒障 害児短 期治療 施設	児童自 立支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援助 ホーム	その他
189	75	126	99	35	12	71	131

(11) 乳児院の入退所の状況 (平成26年度中)

(単位:人)

平成26年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計
118	1,634	406	2,158

平成26年度退所児童数							
解除							変更
家庭環境 改善	児童の状 況改善	普通養子 縁組	特別養子 縁組	死亡	その他	計	他の児 童福祉 施設 等
1,007	24	27	50	10	47	1,165	1,094

↑

変更前の内訳				
他の 乳児院	母子生活 支援施設	里親	ファミ リーホ ーム	その他
67	11	37	2	1

↓

変更後の内訳						
他の 乳児院	児童養 護施 設	情緒障 害児短 期治療 施設	里親	ファミ リーホ ーム	母子生活 支援施設	その他
30	705	2	264	25	9	59

(12) 情緒障害児短期治療施設の入退所の状況 (平成26年度中)

(単位:人)

平成26年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計
97	369	30	496

平成26年度退所児童数										
解除										変更
家庭環境 改善	児童の状 況改善	就職	進学(大 学等)	普通養子 縁組	特別養子 縁組	無断 外出	死亡	その他	計	他の児童 福祉施設 等
77	132	37	14	2	0	3	0	36	301	162

変更前の内訳							
乳児院	児童養 護施設	情緒障 害児短 期治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	その他
1	61	8	10	1	10	1	5

変更後の内訳							
児童養 護施設	情緒障 害児短 期治療 施設	児童自 立支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援助 ホーム	その他
97	12	19	9	3	1	5	16

(13) 児童自立支援施設の入退所の状況 (平成26年度中)

(単位:人)

平成26年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計
203	716	48	967

平成26年度退所児童数										
解除										変更
家庭環 境改善	児童の 状況改 善	就職	進学(大 学等)	普通養 子縁組	特別養 子縁組	無断 外出	死亡	その他	計	他の児 童福祉 施設等
95	499	85	63	0	0	22	0	70	834	239

変更前の内訳							
乳児院	児童養 護施設	情緒障 害児短 期治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	その他
0	139	20	23	1	10	4	6

変更後の内訳							
児童養 護施設	情緒障 害児短 期治療 施設	児童自 立支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援助 ホーム	その他
134	10	15	31	8	3	14	24

(14) 自立援助ホームの入退居の状況 (平成26年度中)

(単位:人)

平成26年度新規入居児童数				平成26年度退居児童数										
児童福祉施設等から	家庭から	その他	計	退居										児童福祉施設等への入所
				家庭環境改善	児童の状況改善	就職	進学(大学等)	普通養子縁組	特別養子縁組	無断外出	死亡	その他	計	
170	209	61	440	57	56	150	3	0	0	39	0	77	382	24

変更前の内訳								変更後の内訳							
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	その他	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	その他
0	95	7	24	5	15	2	22	1	0	1	0	0	0	20	2

(15) 里親の委託・委託解除の状況 (平成26年度中)

(単位:人)

平成26年度新規委託児童数 (新規又は措置変更)				平成26年度委託解除児童数										
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計	解除										変更 他の児童福祉施設等
				家庭環境改善	児童の状況改善	就職	進学(大学等)	普通養子縁組	特別養子縁組	無断外出	死亡	その他	計	
599	783	70	1,452	293	10	137	67	31	285	13	4	141	981	343

変更前の内訳								変更後の内訳								
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	他の里親	ファミリーホーム	その他	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	その他
314	142	8	24	0	81	19	11	14	128	13	7	88	63	0	11	19

(16) 定員規模別児童福祉施設数

(単位：か所)

種別 定員	乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
総数	136	100.0%	603	100.0%	46	100.0%	58	100.0%	232	100.0%
20人以下	61	44.9%	7	1.2%	4	8.7%	1	1.7%	188	81.0%
21～30	35	25.7%	69	11.4%	13	28.3%	5	8.6%	30	12.9%
31～40	21	15.4%	113	18.7%	15	32.6%	8	13.8%	8	3.4%
41～50	10	7.4%	143	23.7%	12	26.1%	15	25.9%	6	2.6%
51～60	3	2.2%	106	17.6%	2	4.3%	10	17.2%	—	—
61～70	2	1.5%	57	9.5%	—	—	6	10.3%	—	—
71～80	3	2.2%	49	8.1%	—	—	2	3.4%	—	—
81～90	1	0.7%	23	3.8%	—	—	3	5.2%	—	—
91～100	—	—	13	2.2%	—	—	1	1.7%	—	—
101～110	—	—	13	2.2%	—	—	—	—	—	—
111～120	—	—	3	0.5%	—	—	2	3.4%	—	—
121～150	—	—	5	0.8%	—	—	4	6.9%	—	—
151人以上	—	—	2	0.3%	—	—	1	1.7%	—	—

※ 母子生活支援施設の定員については世帯数

家庭福祉課調べ（平成28年10月1日現在）